

消費税率改正に伴う建設工事等の入札・契約手続きについて

消費税及び地方消費税の税率が改正され、平成26年4月1日（施行日）を以って8%が課されることとされましたが、今後、債務負担行為に係る契約等で、工事等目的物（以下「工事等」という。）の引き渡しが施行日以降になる場合については、下記のとおり入札・契約手続を行いますのでご留意ください。

記

1. 該当する案件について

平成25年10月1日以降に契約を締結し、平成26年4月1日以降に引き渡し工事等。

2. 基本的な取扱い

- (1) 平成26年4月1日以降に契約を締結する工事等の予定価格は、消費税率8%で計算します。（最低制限価格の適用がある場合も、消費税率8%で計算します。）
- (2) 契約金額は、入札書に記載された金額に8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。
- (3) 前払金及び部分払金について
該当する案件について、平成25年度中の前払金及び部分払金がある場合は、消費税及び地方消費税の増加分を含まずに支払います（なお、残余分は完成時に支払います）。
- (3) 平成26年3月31日までに引き渡しが行われる工事等は、これまでどおり消費税率5%で変更ありません。

3. 経過的な取扱い

- (1) 平成26年4月1日以降に引き渡しを行う予定のもの（債務負担行為による工事等）は、「1. 基本的な取扱い」と同様とします。
- (2) 平成25年9月30日までに契約を締結し、平成26年3月31日までに引き渡し予定の工事等で、遅延により引き渡しが平成26年4月1日以後になるもの（H25繰越明許工事）の取扱いは、次のとおりです。
 - ア 当初契約金額と変わらず工期延長のみの場合は、消費税率は5%のままです。
 - イ 平成25年9月30日までに変更契約が締結されている場合は、消費税率は5%です。
 - ウ 平成25年10月1日以後の設計変更により請負金額を増額する場合の増額分については、8%になります。
- (3) 平成25年10月1日以降に契約を締結し、平成26年3月31日までに引き渡し予定の工事等で、遅延により引き渡しが平成26年4月1日以降になるもの（H25繰越明許工事）の取扱いは、次のとおりです。
 - ア 工期又は履行期限の延長が受注者の責でなければ、消費税率を3%加算し、変更契約を締結します。
 - イ 工期又は履行期限の延長が受注者の責であれば、消費税率は5%のままとなります。
 - ウ アの場合の請負金額等の変更は、工期又は履行期間を延長するときに行います。

4. 入札書等の記載について

該当する案件について、予定価格の算出にあたり消費税を8%で算出しているものについては、「5%」とあるのは、「8%」にして適用します。

従って、入札書に記載する金額は、入札書に記載された金額に当該金額の8%を加算した金額を落札金額とするので、当該8%に相当する額を除いた金額としてください。

この場合、入札条件書において、「5%」とあるのは、「8%」と読み替えてください。

なお、最低制限価格についても、同様の取扱いとなりますので、建設工事に係る最低制限価格の運用基準において、「1.05」とあるのは、「1.08」と読み替えてください。

○入札条件書（一般競争入札（建設工事）適用及び指名競争入札（建設工事及び測量・コンサル）適用） 3. 入札書に記載する金額

（1）落札決定にあつては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額として、当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札書に記載する金額は当該5%に相当する額を除いた金額としてください。

○建設工事に係る最低制限価格の運用基準

【予定価格が500万円以上の建設工事】

発注者として健全な企業経営のもと適正な技術力を保持する企業が、品質の確保、労働災害の防止、元請下請の正常な関係維持の3つの視点から設計図書に基づき必要な価格を決定することが不可欠であることから、最低制限価格は予定価格の9/10～2/3の範囲内で下記の考え方により算定される『工事に伴い最低限必要な費用（P）』とする。ただし、下記の考え方により算定された金額が予定価格の2/3を下回る時は2/3、9/10を上回る時は9/10とする。

最低制限価格の入札書比較価格算出の際の端数処理については、P/1.05値の万円未満を切り捨てるものとする。ただし、その額が予定価格/1.05の2/3を下回る場合は、2/3以上となるようにP/1.05値の万円未満を切り上げるものとする。

なお、最低制限価格算定に用いる各係数については、下記の計算式に用いる数値を目安としつつ、工事の難易度、危険性、規模、地域性、物価の変動等を踏まえ設定するものとする。

1. 工事区分（一般）

①一般土木工事

$P = (\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.3) \times 1.05$

※以下の文面において、「1.05」とあるのは、「1.08」と読み替えてください。

5. 適用

この取扱いは、平成26年1月20日から適用します。

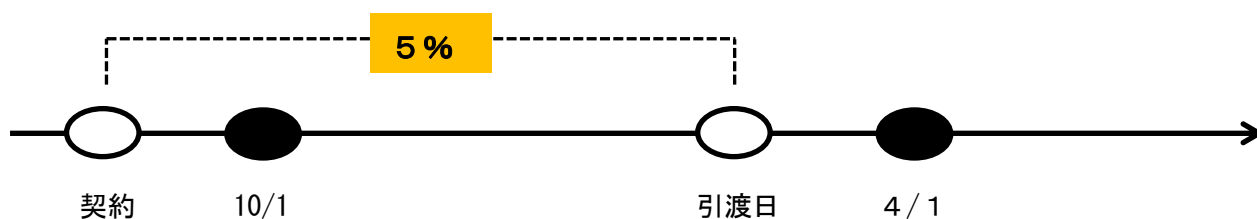
【問合せ先】

総務課 TEL：82-3781

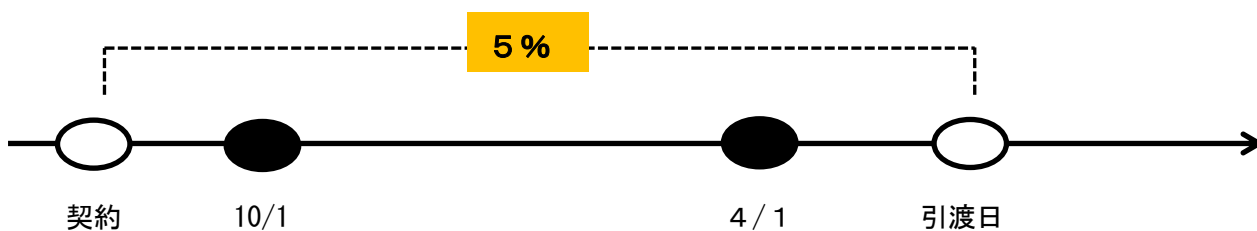
消費税及び地方消費税の税率改正に伴う工事等の入札・契約事務について

1. 適用税率が5%となる場合

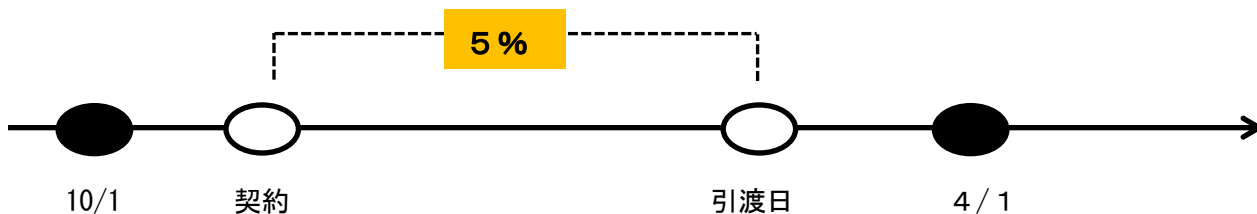
(1) 平成25年10月1日前契約／平成26年4月1日前引渡しの工事 → 5%



(2) 【繰越明許費等】平成25年10月1日前契約／平成26年4月1日以降引渡しの工事 → 5%

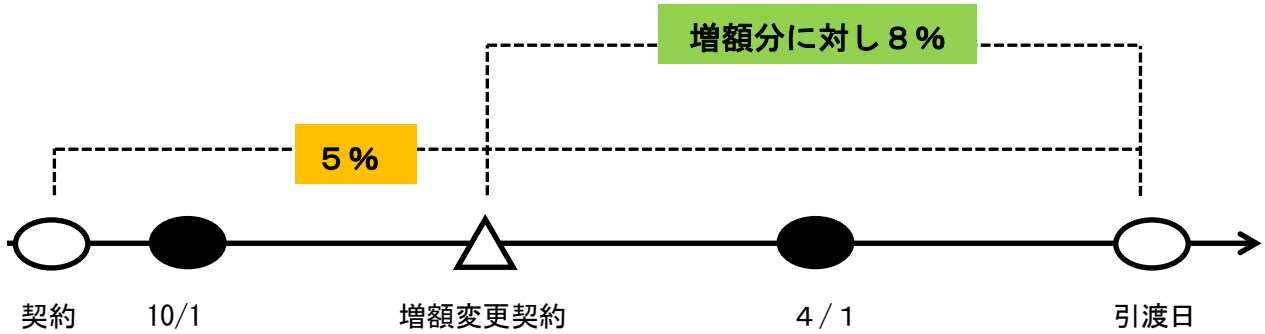


(3) 平成25年10月1日以降契約／平成26年4月1日前引渡しの工事 → 5%

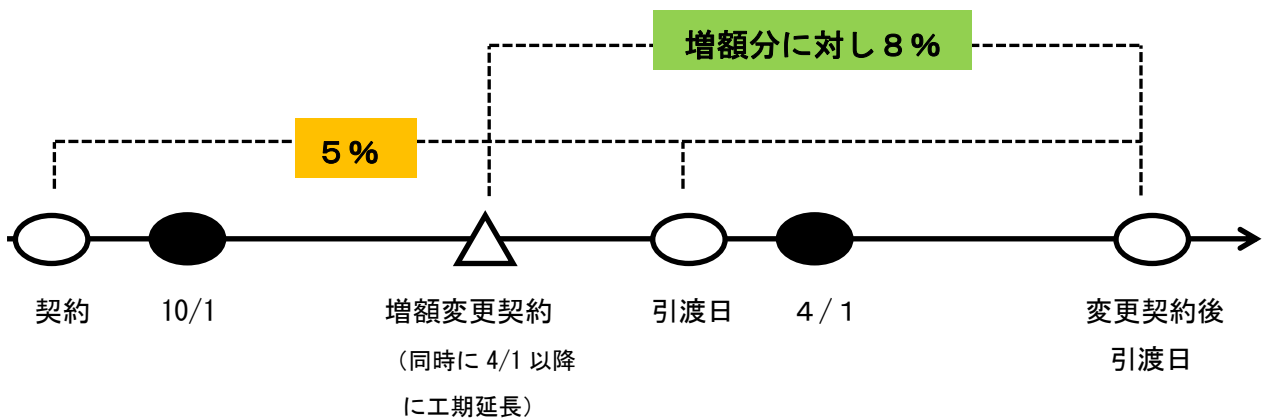


2. 適用税率が増額分に対し8%となる場合

- (1) 【債務負担行為】平成25年10月1日前契約／平成26年4月1日以降引渡して
平成25年10月1日以降変更契約で増額の工事 → 増額分に対し8%

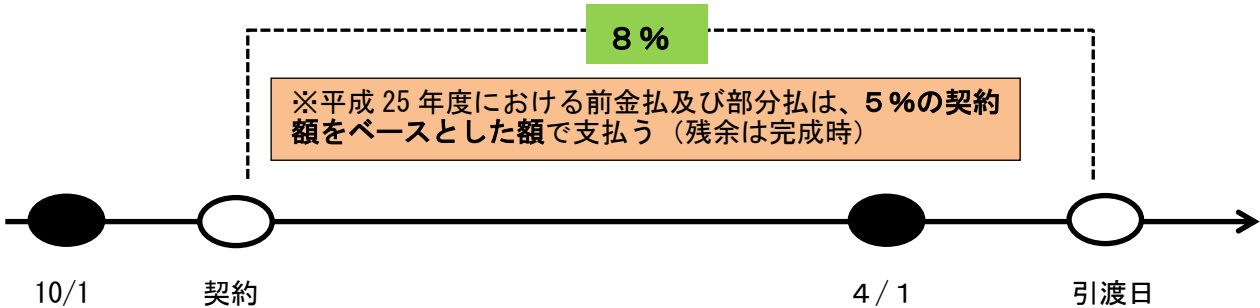


- (2) 【繰越明許費】平成25年10月1日前契約／平成25年10月1日以降変更契約で増額・工期延長により
平成26年4月1日以降引渡し工事 → 増額分に対し8%

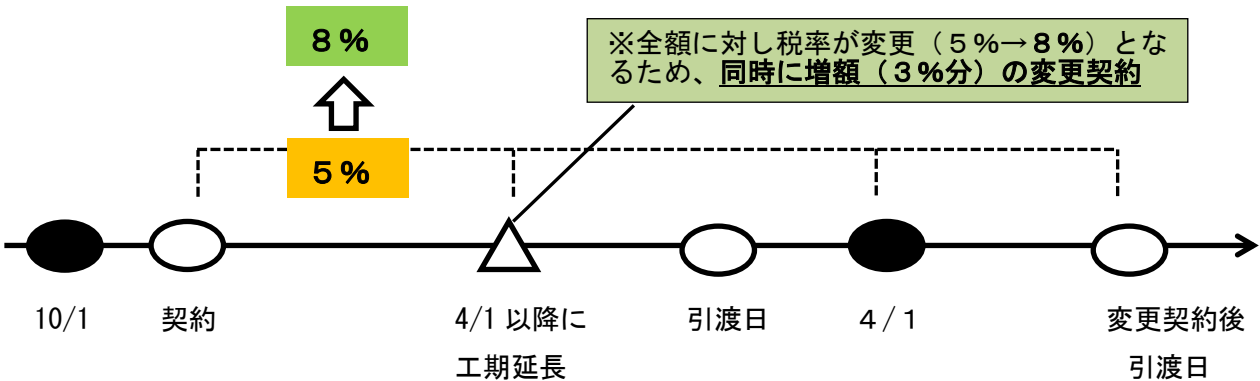


3. 適用税率が8%となる場合

(1) 【債務負担行為】平成25年10月1日以降契約／平成26年4月1日以降引渡しの仕事等 → 8%



(2) 【繰越明許費】平成25年10月1日以降契約／工期延長により平成26年4月1日以降引渡しの仕事 → 全額に対し8%



(3) 【繰越明許費】平成25年10月1日以降契約／平成25年10月1日以降変更契約で増額・工期延長により

平成26年4月1日以降引渡しの仕事 → 全額に対し8%

